

亀山市エネルギー価格高騰対策中小企業者等助成金 Q & A

令和4年12月1日版

I 交付対象者について

Q 1 どのような制度ですか？

A 1 この助成金は、新型コロナウイルス感染拡大や国際紛争に伴い、事業活動においてエネルギー経費高騰の影響を受けている市内中小企業者等に対してエネルギー経費（電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油及び重油の購入に要した経費）の一部を助成するものです。

Q 2 中小企業者等の定義は？

A 2 次のいずれかに該当するものです。

- ① 中小企業者等は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者
- ② 個人で開業し、主たる収入が事業所得又は雇用契約によらない業務委託等に基づく雑所得若しくは給与所得である個人事業者

Q 3 助成の対象となる条件は？

A 3 : 次のすべてに該当する方が対象です。

- ① 令和4年11月1日において、市内に本店、支店又は営業所を有し、かつ、市内において事業活動を営む中小企業者等であって、引き続き、市内で事業活動の継続を行う意思があること。
- ② 令和4年4月から10月までのいずれかの月に支払ったエネルギー経費（税抜）の合計額が10万円以上であること。

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付対象外です。

- ・ 亀山市障がい福祉サービス施設物価高騰対策事業、高齢者福祉サービス施設物価高騰対策事業又は民間保育所・幼稚園等への電気料金補助事業、亀山市肥料価格高騰対策事業の対象となる事業者
- ・ 政治団体、宗教上の組織又は団体
- ・ 医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、財団法人、学校法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合）

- ・助成金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する中小企業、小規模事業者、個人事業者

Q 4 個人事業主の場合、申請者住所は何を記載すればよいか？

A 4 個人事業主の場合は、代表者の居住地住所を記載してください。

Q 5 個人事業主の場合、代表者の住民登録は亀山市であることが必要か？

A 5 個人事業主の場合は、代表者の住民登録が亀山市外であっても事業所が市内に在れば助成対象となります。ただし、エネルギー経費（助成金対象経費）は、市内の事業所で使用したものに限られます。

Q 6 複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできますか？

A 6 申請は、法人又は個人事業主単位で認められるため、事業所や部門などが個々に申請することはできません。

Q 7 助成金の申請後、申請額に計上していない領収書が見つかった場合、再度、申請のやり直しはできますか？

A 7 助成金の再申請は、認めておりません。よって申請を行う前に、必ずエネルギー経費の領収書等がすべて揃っていることをご確認の上、申請してください。

Q 8 「みなし大企業」は対象となりますか？

A 8 対象になりません。なお、みなし大企業の要件は以下のとおりです。

- ①発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業・小規模事業者等
- ②発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業・小規模事業者等
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

Q 9 当該助成金は、フリーランスも対象となりますか？

A 9 フリーランスとして活動されている方についても、市内に事業所（店舗等）が在り、税務署に開業届を提出している個人事業主として事業を行っており、支給要件「令和4年4月から10月までのいずれかの月に支払ったエネルギー経費（税抜）のエネルギー経費が10万円以上等の各種要件」を満たしていれば助成対象となります。

Ⅱ エネルギー経費について

Q10 エネルギー経費（助成対象経費）は税抜きで計算しますか？

A10 エネルギー（助成対象経費）は税抜きで計算してください。

Q11 エネルギー経費（助成対象経費）を教えてください。

A11 電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油及び重油の使用又は購入に要した経費をいいます。他者への販売を目的として購入したものは対象外です。

Q12 エネルギー経費の月の算定基準は、使用月で算定するのか、支払い月で算定するのか教えてください。

A12 支払い月で算定します。

Q13 会社で社員寮を持っており、電気代等の一部を会社が負担している。会社が負担している電気代等をエネルギー経費として計上してよいですか？

A13 社員寮の電気代は、特定の社員のために使用された電気代であり、会社の経費として計上していたとしても、エネルギー経費として助成対象になりません。

Q14 会社（事業所・工場等）に社員食堂を設置しており、会社の経費として計上している。会社が負担している電気代等をエネルギー経費として計上してよいですか？

A14 会社（事業所・工場等）に併設された社員食堂の電気代、ガス代等は、会社の経費として計上している場合、エネルギー経費として助成の対象となります。

Q15 店舗を賃借して居酒屋を運営しているが、共益費の中に電気代も含まれている。貸主が共益費明細を作成すれば、電気代として認められますか？

A15 共益費は、明細書等があったとしてもエネルギー経費として認めることはできません。

Q16 不動産業を営んでいるが、共用部分の電気代等は、自社が負担している。エネルギー経費として認められますか？

A16 不動産業を営む上で、必要な経費の電気代はエネルギー経費として認めることができます。ただし、居住者から共益費等（共用部分の電気代を含む）を受け取っている場合は、対象外とします。

Q17 エネルギー経費（ガソリン等）の領収書をすべて税理士に預けて確定申告をしてもらっているのに領収書を自分で保管していません。どうしたらいいですか？

A17 税理士から領収書を返還してもらい申請頂くことになります。

Q18 エネルギー経費（電気代、ガソリン等）の領収書は複数枚あるが、電気代の領収書だけで40万円に達している。ガソリン代等の領収書もすべて提出するのですか？

A18 助成額の上限に達しているのであれば、エネルギー経費の領収書をすべて提出いただく必要はありません。

**Q19 エネルギー経費（助成対象経費）は、市内の事業所で使用したものに
限られますか？**

A19 市内の事業所で使用したものに限られます。申請の際、市外の事業所における領収書が混在しないようにお気を付けください。

**Q20 エネルギー経費（助成対象経費）のうち、事業で利用しているもの
と、家事で利用しているものが混在している場合は、家事按分が必要で
すか？**

A20 エネルギー経費（助成対象経費）は、按分の必要があります。様式第3号（第6条関係）の事業用割合欄に記載してください。税務申告を基準に、適正に申請してください。

**Q21 収益事業と非収益事業の両方を実施している場合は、エネルギー経費
（助成対象経費）の按分が必要ですか？**

A21 エネルギー経費（助成対象経費）は、按分の必要があります。事業用割合欄を使用して申請してください。（例：収益事業が70%の場合は70%と記入）

**Q22 A社は運送業を営んでおり、自社の敷地内にインタンクを設け、元売
り業者から仕入れた燃料を自社のトラックに給油している。またB社
は、A社のインタンクから自社のトラックへ燃料給油を行っており、B
社が使用した燃料代は、A社に支払っている。A社は、元売り業者から
の請求書・領収書をもって、支援金を請求できるか？
また、B社は、A社からの請求書・領収書をもって、支援金を請求でき
るか？**

A22 ガソリンや軽油等は、「危険物の規制に関する政令」における「給油取扱所等」から購入したものがエネルギー経費として認められます。

なお、ガソリンスタンドからではなく、元売り業者から購入している場合も、例外としてエネルギー経費として認めます。よって、A社は、助成金を請求することは可能です。また、B社は、A社がガソリンスタンドや元売り業者でもないことから原則助成金の請求は出来ませんが、A社のイ

ンタンクが「危険物の規制に関する政令」における「給油取扱所等」で、各種法令に適合する場合は、助成金を請求することが出来ます。

また、A社がエネルギー経費を算定する場合は、元売り業者から購入した金額から、B社に販売した燃料代を差し引く必要があるとともに、インタンクに給油した額ではなく、車輛等に実際、使用した燃料代に限ります。

Ⅲ その他

Q23 「広報かめやま」に掲載しましたか？

A23 広報かめやま12月16日号に掲載します。

なお、12月1日（火）からホームページにも掲載しています。

Q24 「申請書」はどこで入手できますか？

A24 亀山市ホームページよりダウンロードできます。

記入例を参考にして、ご記入ください。

Q25 申請期間は？

A25 令和4年12月1日（木）～ 令和5年2月28日（火）

（当日消印有効）

※助成決定額が予算額に達した時点で、申請受付は終了とさせていただきます。

Q26 申請方法は？

A26 申請書に必要事項を記入の上、提出書類を添えて、商工観光課商工業振興グループ（〒519-0195 本丸町577）へ郵送してください。

提出書類について詳しくは、商工業振興グループ（TEL84-5049）へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

※申請書は、本庁舎、関支所にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

URL <https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2022111000029/>

※配達記録が確認できる簡易書留郵便等での郵送をお勧めします

Q27 申請申込みは窓口でもできますか？

A27 新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、郵送の受付となります。

Q28 申請は受付順ですか？

A28 本市は提出された申請書類に不備や不足がないか確認し、問題なければ受付します。受付後に審査を開始し、助成対象として妥当か判断します。

審査の過程で疑義がある場合は照会し、申請書類に不備や不足がある場合は補完を依頼します。その場合は、審査が遅れることとなります。よって、受付順でなく、審査完了順に助成金を交付します。

Q29 申請書を記入するにあたっての注意事項はありますか？

A29 「申請書」は消えないボールペンで記入してください。消えるボールペンや鉛筆は不可です。

申請者の代表者名は必ず自署でお願いします。自署でない場合は再度申請書の提出をお願いすることがあります。

「誓約」欄は必ずお読みいただき、ご了承のうえ、申請書に添付してください。

Q30 助成額について教えてください。

A30 令和4年4月から同年10月までのいずれかの月に支払ったエネルギー経費（税抜）の合計額の区分に応じた額です。

※申請は1事業者につき1回限りです。

支払ったエネルギー経費（税抜） の合計額	助成額
10万円以上20万円未満	5万円
20万円以上30万円未満	10万円
30万円以上40万円未満	15万円
40万円以上	20万円

※エネルギー経費とは、電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油及び重油の使用又は購入に要した経費をいいます。他者への販売を目的として購入したものは対象外です。

Q31 事業実態のわかる書類は何を提出すればいいですか？

A31 事業所の所在地や事業内容、資本金を確認するため、法人は登記事項証明書の写し、個人事業主は、開業届の写し、許認可証の写し、確定申告書の写しのいずれかを提出してください。これらの書類では、市内で営業活動を行っていることが分からない場合は、会社概要パンフレットやホームページなどの写しも合わせて提出してください。

Q32 助成金の申請をする際、会社の決算期が9月で、支援金の申請が12月の場合、確定申告書の提出は、前年の申告書で可能ですか？

A32 税務署で定められている確定申告書の申告期限前であれば、前年の確定申告書でも可能です。

Q33 クレジットカードによる支払いは、対象になりますか？

A33 クレジットカードによる支払いも対象になります。ただし、令和4年4月から同年10月までに引き落としが完了しているものに限りです。申請には、クレジットカードの利用明細書の写し（該当箇所以外黒塗り可）を併せて提出してください。

Q34 ネットバンキングによる支払いのため、領収書の発行がありません。どうしたらよろしいか？

A34 ネットバンキングによる支払いの場合は、領収書の代わりとして次の書類で申請可能です。（①～②両方必要です）

- ① 振込控え（プリントアウトしたもので可）または通帳引き落とし明細（コピー可）
- ② 請求書、納品書（コピー可）（商品明細と購入者（申請者と一致）が確認できるもの）

Q35 領収書やレシートで注意すべき点は何ですか？

A35 助成対象経費が特定できることが必要です。

領収書やレシートに「商品一式」としか記載されておらず、何を購入したか特定できない場合は、申請できません。購入内容が分かる内訳明細書（購入の種類及び料金が確認できるもの）を添付してください。

また、領収書の宛名に申請者が記載されていること。（領収書の宛名と申請者が一致していること。）

Q36 三重県が実施している貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金の交付を受けましたが当該助成金を申請することはできますか？

A36 申請して頂けます。

Q37 助成金はどのくらいで振り込まれますか？

A37 審査終了後、指定口座に振り込みます。書類に不備があると審査に時間を要しますので、市へ提出前に書類を十分ご確認ください。